

令和5年2月 月例報告会 報告事項一覧

令和5年2月24日

所管課	報告事項		
総務課 すこやか健康課	新型コロナウイルス感染症対応について	・・・	1
総務課	琴浦町犯罪被害者等支援条例(案)の意見募集結果について	・・・	2
	公共施設予約システムの稼働について	・・・	4
	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例制定等について	・・・	5
総務課(選挙管理 委員会事務局)	鳥取県知事選挙・鳥取県議会議員一般選挙について	・・・	6
企画政策課	琴浦町地域公共交通会議の開催結果について	・・・	7
	第4次琴浦町男女共同参画プラン(案)について	・・・	10
	企画政策課に係る諸報告について	・・・	11
町民生活課	(株)鳥取みらい電力との出資契約について	・・・	13
農林水産課	令和4年度 多面的機能発揮促進事業 中国四国農政局長表彰について	・・・	14
建設住宅課	琴浦町空家実態調査の結果における老朽度及び不良度のランクについて	・・・	15
教育総務課 子育て応援課	小中学校卒業・入学式、こども園保育園卒園・入園式について	・・・	16
社会教育課	日本海新聞ふるさと大賞の受賞について	・・・	17
総務課 農業委員会事務局	農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について	・・・	18

新型コロナウイルス感染症対応について

総務課・すこやか健康課

1 施設等の休園・休校等の対応について

(2月20日時点)

施設名	内容・対応等
こがねこども園	1月21日(土) 一部休園
ことうらこども園	1月20日(金)、21日(土) 休園

2 新型コロナワクチン接種

・1~5回接種者数等 (2月15日時点)

接種回数	対象年齢	接種人数	うちオミクロン株 (接種人数)	接種率
1回目	12歳以上	13,672人	—	91.4%
2回目		13,593人	—	90.9%
3回目		11,326人	(348人)	75.7%
4回目		7,993人	(2,204人)	53.4%
5回目		4,964人	(4,964人)	33.2%

※接種率は、集計時点の満12歳以上人口を分母とし算出

※オミクロン株 (接種人数 7,516人、接種率 55.3%)

3 小児(5~11歳)コロナワクチン接種 (対象者約920人)

- ・1回目接種 209人
- ・2回目接種 204人
- ・3回目接種 71人

4 乳幼児(6か月~4歳)接種 (対象者約500人)

- ・1回目接種 19人
- ・2回目接種 15人

琴浦町犯罪被害者等支援条例(案)の意見募集結果について

総務課

1 概要

被害の早期回復および軽減を図ることを目的として、琴浦町犯罪被害者等支援条例の制定を検討していますが、条例（案）について意見募集を行った。

2 意見募集の結果

(1) 期間：令和5年1月17日（火）から2月6日（月）

(2) 意見書提出の状況

郵便	ファクシミリ	メール	持参	計
0	0	1	0	1

(3) 意見内容と対応方針

番号	応募意見の概要	応募意見に対する町の考え方
1	・ 自由な情報のフローの妨げ 条例が厳格な制限を課せる場合、インターネット上の情報の自由なフローが妨げられる可能性がある	条例（案）では、厳格な制限を課すものではなく、犯罪被害者への支援の必要性について理解し、二次的被害が生じることがないように配慮するとともに、町が実施する施策に協力するよう努めることを規定しています。
2	・ プライバシー侵害の増加 情報の収集・蓄積・利用に関する法的枠組が不十分な場合、個人情報保護の侵害や、プライバシー侵害などの問題が生じることがある	個人情報の収集・蓄積・利用に関しては、個人情報保護法などに基づき対応することとしています。 法令に基づき、個人情報保護やプライバシー侵害がないよう、情報の取り扱いには十分留意し、支援を行います。
3	・ 発言の自由の制限 条例が特定のトピックに関する発言を禁止する場合、町民の言論の自由が制限されることがある	条例（案）は特定のトピックに関する発言を禁止するものではなく、犯罪被害者への支援の必要性について理解し、二次的被害が生じることがないように配慮するとともに、町が実施する施策に協力するよう努めることを規定しています。
4	・ 公職選挙法に抵触 町長の裁量で住居や金銭の供与が可能になりますので、場合によっては公職選挙法に抵触することがある	公職選挙法では、当選を得若しくは得しめない目的で、選挙人又は選挙運動員に対して、金銭・物品その他の財産上の利益の供与は禁止されていますが、個人としての支援ではなく、町の施策としての支援であるため、公職選挙法の抵触はありません。
5	・ 条例の不正利用 被害者の断定が明確にできない可能性があり、被害者なりすましや虚偽申告をする個人や特定団体の条例悪用に対処することができない可能性があり、不正利用の温床になる	条例の悪用がないよう、条例（案）第4条第2項で規定する関係機関と連携を行いながら、必要な支援を行います。

6	<ul style="list-style-type: none">・ 情報漏洩への懸念 <p>犯罪被害者に対する情報漏洩の可能性があり、情報が不正に利用された場合、被害者やその家族に対する嫌がらせや脅迫などの悪用がある。</p> <p>また、法的手続や裁判上の情報も含まれる可能性があり、これが不正に使われることで、裁判の正義が損なわれることもある</p>	情報の取り扱いには十分に留意します。
---	---	--------------------

1 趣旨

公共施設の利用申請のオンライン化及び、利用料金のキャッシュレス決済対応を目的とし、システム導入を行うもの。

2 経過

- ・令和4年10月 プロポーザル実施
- ・令和5年1月 トライアル環境（テスト環境）完成、テスト運用
- ・令和5年2月 本番環境完成、データ移行処理

3 システム概要

- ・PC・スマートフォンによるオンライン利用申請に対応
（※従来の来庁による手続きも継続）
- ・利用者は場所を選ばず、24時間365日利用申請が可能
- ・従来の現金納付に加えて、コンビニ納付、キャッシュレス決済による利用料金の納付が可能

4 対象施設

システムを利用して予約申請を行うことができる施設は以下のとおり。
生涯学習センター、赤碕地域コミュニティセンター、赤碕ふれあい交流会館、伊勢崎地区コミュニティ施設、東伯総合公園、各学校体育館（12施設）、聖郷運動広場、赤碕総合運動公園、農業者トレーニングセンター、平岩記念会館、旧中井旅館、ポート赤碕情報コーナー、以上23施設

5 今後のスケジュール

- ・令和5年3月1日～ 一般利用開始
- ・令和5年4月～ キャッシュレス決済対応予定

6 利用者画面イメージ

令和5年3月1日(水) 生涯学習センター													
施設名	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
ハイビジョンアター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調理実習室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和室(全面)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茶室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1会議室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2会議室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小会議室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
多目的ホール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
多目的ホール(可動椅子)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
研修室(全面)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
創作室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4階第1展示ホール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4階第2展示ホール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5階第1展示ホール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5階第2展示ホール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1 概要

個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の個人情報等の取扱いについて、法律で全国的なルールが規定されることとなり、令和5年4月1日から各自治体へもこの改正法が直接適用されることとなった。そのため、現行の琴浦町個人情報保護条例を廃止し、改正法の施行に関し必要な事項を定めた琴浦町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する。合わせて、関係条例の改正等、所要の整備を行うもの。

2 整備内容

(1) 琴浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

改正法の施行にあたり、必要な事項を定める。

ア 開示請求に係る手数料(第4条)

現行条例と取扱いを変えず、手数料は無料とし、写しの公布に係る実費負担のみとする。

イ 開示決定等の期限(第5条、第6条)

現行条例と取扱いを変えず、15日以内とする。ただし、事務処理上の困難等正当な理由がある場合は、30日以内に限り延長することができるよう規定。

ウ 審査会への諮問

現行条例の廃止に伴い、町で設置していた個人情報保護審査会は無くなるため、鳥取県個人情報保護審査会へ事務を委託する。審査請求に加え、専門的知見が必要な場合として「新条例の改廃等の重要事項の審議」「安全管理基準を定める場合」「町の機関での個人情報の取扱いの運用細則を定める場合」の3つを規定。

エ その他の改正(附則制定事項)

① 廃止 琴浦町個人情報保護条例

② 改正 琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例
琴浦町附属機関条例

改正内容はそれぞれ、現行条例廃止に伴う引用の改正と項目の削除。

(2) 琴浦町情報公開条例の一部改正

不開示情報(開示することができない情報)等の規定を、改正法と合わせ判断基準を統一するため改正する。また、琴浦町議会の個人情報の保護に関する条例に基づき、審査請求があったときの諮問先を琴浦町情報公開審査会とし、審査会名称を「琴浦町情報公開等審査会」に改正。

(3) 鳥取県個人情報保護審査会への事務委託

琴浦町個人情報保護条例の廃止に伴い、町個人情報保護審査会がなくなるため、県の個人情報保護審査会へ事務を委託する。

鳥取県知事選挙・鳥取県議会議員一般選挙について

総務課(選挙管理委員会)

1 概要

任期満了に伴う鳥取県知事及び鳥取県議会議員選挙が、令和5年3月23日(県知事)と令和5年3月31日(県議会議員)にそれぞれ告示され、4月9日に執行されるため、下記のとおり期日前投票・当日投開票の対応を行う。

2 期日前投票期間

場所	開設期間	開設時間
役場本庁舎2階 第2会議室	3月24日(金)～4月8日(土) ※ただし、3月24日～31日の間は、県知事選のみ投票可能。県議会議員選挙は4月1日以降に投票可能となる。	8時30分 ～20時00分
役場分庁舎2階 多目的ホール	4月2日(日)、7日(金)、8日(土)	8時30分 ～19時00分

3 投開票期日等

(1) 期日

投票 令和5年4月9日(日) 7時～19時

開票 同日 8時～

(2) 場所

投票 町内16投票区

(第15投票区は旧安田小学校から安田地区公民館へ変更)

開票 役場分庁舎多目的ホール

琴浦町地域公共交通会議の開催結果について

企画政策課

1 概要

日 時：令和5年2月15日（水）13時30分～14時20分
 参 加 者：町内交通事業者、住民代表(以西・安田・古布庄振興協議会、PTA、
 高齢者クラブ)、中国運輸局、警察、役場関係者
 協議事項：以下の内容について報告・協議を行い、承認を得た。

2 琴浦町営バス自家用有償旅客運送の変更及び更新登録について

旅客の範囲の表現の変更及び次期3年間の運行について登録更新する。

1	名称、住所、代表者の氏名	鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591 番地 2 琴浦町長 福本まり子				
2	登録番号	中鳥市交第7号				
3	登録の有効期間	令和5年4月8日				
4	自家用郵送旅客運送の種別	市町村運営有償運送(交通空白輸送)				
5	路線又は運送の区域	路線図のとおり				
6	事務所の名称及び位置	日ノ丸自動車 赤碕車庫(鳥取県東伯郡琴浦町赤碕 1087 番地 2)				
		株式会社 田中商店(鳥取県東伯郡琴浦町赤碕 2540 番地 14)				
7	事務所ごとに配置する 自家用有償旅客運送自動車の 数及びその種類ごとの数	日ノ丸自動車 赤碕車庫:バス3台(内 予備車両1台)				
		株式会社 田中商店:バス6台(内、予備車両1台)				
		琴浦町役場(共用の予備車両の置場):バス2台、普通自動車3台				
8	運送しようとする旅客の範囲	琴浦町に在住する住民 観光旅客その他の当該地域を来訪する者				
9	路線又は運送の区域ごとの 対価の額	1乗降につき一律100円。ただし、未就学児は無料とする。				
		【回数券】11枚綴り 1,000円				
		【定期券】	種類	一般	通学	午前・午後
			期間	定期券	定期券	通学定期券
			1ヶ月	4,200円	3,600円	1,800円
3ヶ月	11,970円		10,260円	5,130円		
6ヶ月	22,680円	19,440円	9,720円			
12ヶ月	—	38,880円	—			

3 安田地区振興協議会交通空白地有償旅客運送の変更及び更新登録について
 組織変更に伴う、団体名称・所在地及び旅客の範囲の変更。なお、登録期間到達時には同内容にて更新する。

1	名称、住所、代表者の氏名	鳥取県東伯郡琴浦町筥津437 安田地域づくり協議会 会長 小泉 傑
2	登録番号	中鳥交第11号
3	登録の有効期間	令和5年8月17日
4	自家用有償旅客運送の種別	交通空白地有償運送
5	路線又は運送の区域	琴浦町安田地区及び成美地区の一部
6	事務所の名称及び位置	安田地域づくり協議会 事務所(鳥取県東伯郡琴浦町筥津437)
7	事務所ごとに配置する 自家用有償旅客運送自動車 の数及びその種類ごとの数	安田地域づくり協議会 事務所:軽自動車1台
8	運送しようとする旅客の範囲	安田地区及び成美地区の一部に在住する住民 観光旅客その他の当該地域を来訪する者
9	路線又は運送の区域ごとの 対価の額	1 乗降につき一律 300 円
		【回数券】11 枚綴り 3,000 円

4 令和5年度琴浦町営バスダイヤ改正について

- ① 1 運行 1 時間以上かかっていた上法万線の夕方便を、上法万線・福永線に分割・増便し、運行時間を短縮する（なお、ドライバーの法定休息時間確保のため、野井倉線の一部について併せて時刻修正を行う）。
- ② 上中村を終点としていた夕方の上中村線を、安田地区周回に変更する。

①上法万線・福永線	改正前	浦安駅・アプトー上法万ー平和ー野田ー倉坂
	改正後	浦安駅・アプトー上法万ー平和(上法万線) 浦安駅・アプトー野田ー倉坂(福永線)
②上中村線	改正前	赤碕駅ー上中村
	改正後	赤碕駅ー上中村ー尾張ー坂ノ上ー赤碕駅

- ③新たな時刻表については、4月号町報にて全戸配布予定

5 令和7年度琴浦町営バス再編（案）について

令和7年度の交通再編に向けて、継続して協議を続ける。

●再編イメージ（別紙のとおり）

再編案の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ① 予約型乗合い交通の導入（日中の移動をバスから乗合いタクシーへ） ② 高齢者の日中移動の確保（ドアツードア・オンデマンド） ③ 学生の移動の確保（朝夕のスクールバス混乗） ④ 交通空白地タクシー助成の継続 ⑤ ラストワンマイルにおける共助交通
--------------	--

琴浦町における交通の目指すかたち

前回の検討委員会での意見

R4計画は、ドアツードアを目指す 地域交通の理想にむけた過渡期の内容

- 共助やタクシーに切り替えはよいとして、その他の路線は減便となった。小中学校を優先したことによるひびきが生じている。
- 一足飛びにタクシーで全域カバーは不可能であるなかで、中間地は共助交通それ以外はタクシー活用を検討していく。
- あくまでも将来的にはドアツードアを目指すという理想を語った上での現時点の案として議会や住民には説明してほしい。
- 料金改正は、減便となり、住民が納得しやすいタイミングとはいえない。引き続きの議論が必要。

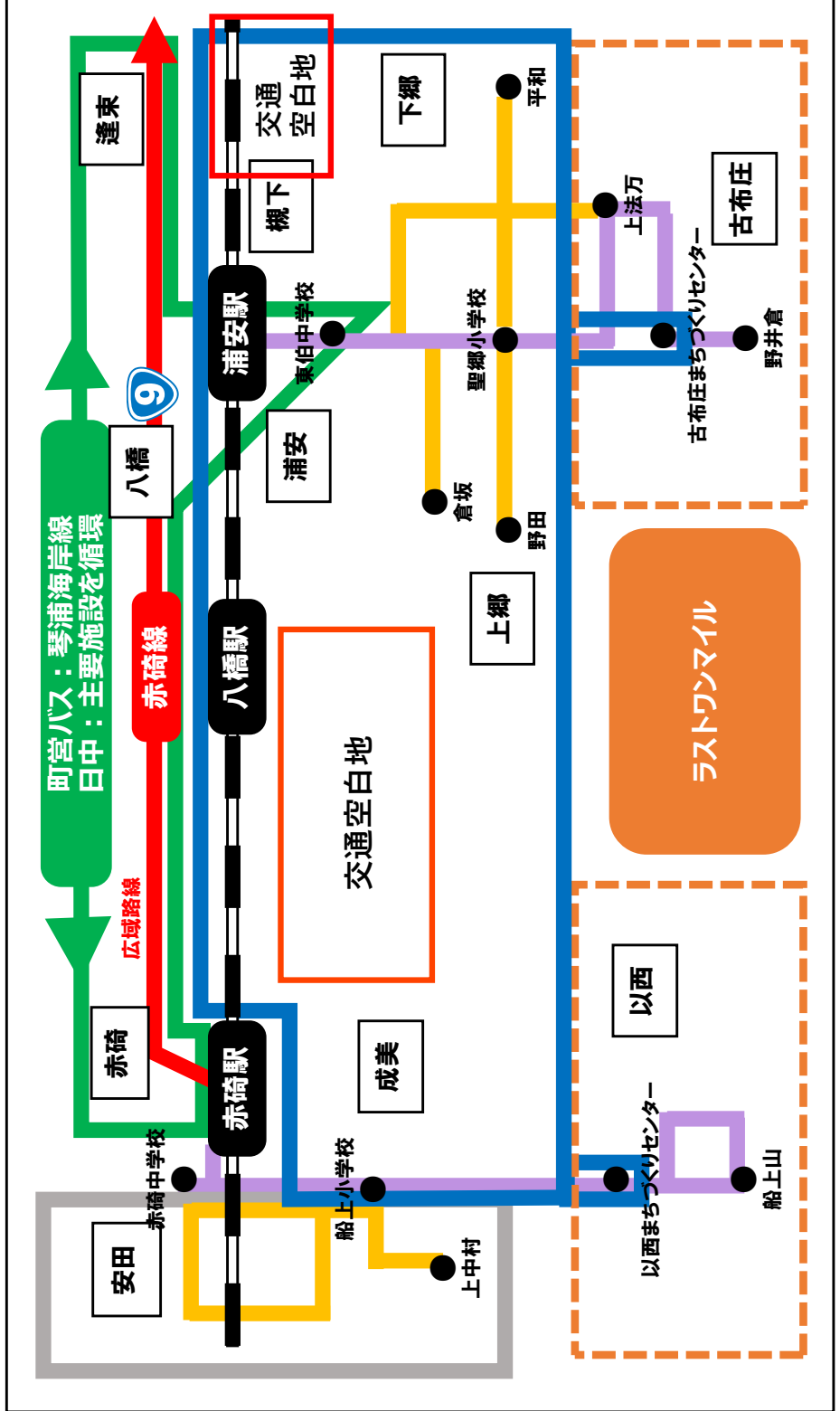
現状の課題

- ① 小・中学校の登下校時間に合わせたダイヤであり、高齢者の移動ニーズとマッチしていない。
- ② 船上山線で14～15時の下りを希望の声がある。
- ③ 上中村線18、19時下り便の予約がない。
- ④ 福永線の利用者が大幅減。2時間前の予約が面倒との声
- ⑤ 利用者、収入が減少。毎年約1割ずつの減
- ⑥ アプト～浦安駅間の同時刻での路線重複
- ⑦ 高齢者はドアツードアの移動を希望
- ⑧ 交通空白地が存在（現在はタクシー助成対応）

琴浦町の地域交通の理想形

- ① 高齢者が日中ドアツードア、オンデマンドでの移動可能
- ② 小中学校の通学移動に必要なバスを確実に運行
- ③ 町外、早朝夜間および障がい者、要介護者の移動に対応するため、町内でタクシー事業が継続
- ④ 共助による移動支援が充実
- ⑤ 経費を含め持続可能な交通が成立

琴浦町地域交通モデル（素案）



予約型小型乗合交通
 集落内乗降ポイント
 ⇨ 中心部乗降ポイント
 ※出発時間及び乗降場所が指定された乗合タクシー
 ※将来的に交通空白地への拡大を検討

町営バス
 朝 スクール混乗
 夕 スクール混乗

町営バス
 朝 スクール混乗
 夕 町営バス（定時）
 朝 スクール混乗

助け合い交通ことうら
 ※乗合交通エリア拡大と選択

交通空白地
 タクシー券助成

1 プランについて

(1) 趣旨

- ・琴浦町男女共同参画推進条例に基づき、町における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めたもの
- ・男女共同参画とともに、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、プラン名を「第4次琴浦町男女共同参画プランー性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らせる社会づくりー」とする

(2) 計画期間

令和5年4月～令和9年3月(5年間)

(3) 体系

3つの基本テーマと6つの重点目標を掲げ、施策の推進を図る

基本テーマ	重点目標	施策の基本的方向
1 男女共同参画を実現するための社会づくり	(1)子どもから大人まで、男女共同参画への理解促進	①子どもの頃からの男女共同参画に関する教育の推進 ②生涯を通じて男女共同参画を学習できる機会の提供
	(2)家族みんなで協力し合う家事・育児・介護の推進	①男性の家事・育児・介護への参画促進 ②性別にかかわらず仕事と育児や介護が両立できるための支援
2 誰もが活躍できる環境づくり	(3)誰もが働きやすい環境づくりの推進	①性別にかかわらず、一人ひとりが能力を発揮できる環境づくりの推進 ②妊娠～出産、育児、介護や更年期等の時期に柔軟に働ける環境づくりの促進
	(4)性別にかかわらず、地域社会活動等に参加できる環境づくり	①自治会など地域社会活動における男女共同参画の推進 ②政策・方針決定過程への女性の参画推進
3 誰もが安心して暮らせる地域・社会づくり	(5)性別による差別・暴力をなくす社会づくり	①暴力を許さない地域社会づくり ②誰もが相談しやすい環境づくり
	(6)安心・安全の環境づくり	①防災における男女共同参画の推進 ②こころの健康(メンタルヘルス)を確保するための取り組みの推進 ③多様な性への理解促進

2 パブリックコメントについて

- (1) 期間 令和5年2月8日(水)から2月24日(金)まで
- (2) 周知方法 行政放送、町ホームページ及び各庁舎で公開

1 令和4年度鳥取県 IJU ターンBIG 相談会について

【概要】

移住定住に関する県外対面式の相談会

主催：公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
鳥取県

【大阪開催】

開催日時 ……2月12日(日)11:30～16:00
開催場所 ……大阪マーチャンダイズマート (OMM)
全体参加者数 ……65名 (前回R元年：150名)
琴浦町相談者数 ……6組

◆約3年ぶりの対面式開催で、参加者数はコロナ禍前より大幅に減ったが、移住確度が高い人が多く参加していた。琴浦町の相談ブースは他自治体の中でも特に多く、Uターン、知り合いや関係者がいる等の理由での移住相談が多かった。

2 琴浦町地域おこし協力隊 石黒明日香隊員 世界大会準優勝について

琴浦町地域おこし協力隊石黒隊員(五塔熱子)が、ポーランドで行われたサウナのアフグース世界大会に参加し見事、準優勝。

【大会名】 Aufguss Freestyle World Championship～The Battle of Gladiators～

【開催場所】 Palac Saturna(ポーランド)

※ギネスブックに登録されている世界で一番大きなサウナである
サウナコロッセウムアリーナ (定員300名)において開催された。

【開催期間】 2023年1月25日(水)～1月28日(土)



琴浦町地域おこし協力隊
五塔熱子(石黒明日香)隊員



琴浦町 福本まり子町長へ
結果を報告する石黒明日香隊員

3 毎日放送「西乃風プラン堂」琴浦町特集の放映について

【番組概要】

西日本を盛り上げる、モノ、コト、グルメを紹介する地方創生バラエティ。今回は地域おこし協力隊 石黒明日香隊員を中心に、琴浦町について特集いただいた。

【放映日時】

BSS 山陰放送：3月4日(土) 朝6:30～

(株)鳥取みらい電力との出資契約について

町民生活課

1 趣旨

地域新電力会社である(株)鳥取みらい電力への出資を令和4年6月定例会にて予算措置したが、このたび出資に係る契約を交わした。

2 経過

令和4年	6月	1,000千円の出資について6月定例会にて予算措置 経産省へ小売電気事業の登録申請
	12月	小売電気事業者登録 倉吉市議会12月定例会にて同額の出資を予算措置
令和5年	2月	募集株式総数引受契約書を締結

3 出資内容

(1) 他の出資者

北栄町・倉吉市・鳥取県生活協同組合・鳥取銀行

(2) 出資額

各1,000千円 ・ 計5,000千円

(3) 今回出資後の資本金総額

30,000千円

4 今後の予定

令和5年	2月	出資金の支払い
	3月	報道発表
	4月	(株)鳥取みらい電力が事業を開始
	5月	公共施設(高圧)の電力契約を(株)鳥取みらい電力に切替え

1 概要

中国四国農政局では、水路や農道等の地域資源の保安全管理など、農業の有する多面的機能の発揮を促進する活動を支援する事業に取り組まれている組織等を対象に、優良な取組について表彰を実施している。

このたび、出上農地・水保全活動組織が中国四国農政局長表彰最優秀賞を受賞され2月9日(木)表彰式が行われた。

出上地区では平成24年度から本事業に取り組んでおり、以下の取組が高い評価を得たもの。

(1) 田んぼダム

令和3年度から取り組んでおり、自作した排水調整版を希望農家に配布しながら取組面積の拡大を進めており、地域住民の防災・減災意識の向上に努めている。

(2) 軽トラ水族館

次世代を担う地域の親子を対象に、用排水路に棲む生き物を採集して、生息状況を観察する活動を開催している。採集した生物を軽トラの荷台で確認し、農村保全の大切さを学んでいる。

(3) 地域の子どもたちとの田植え

小学校と連携し、子どもたちと田植えを行っている。収穫したもち米で餅つきを行い、地域交流活動と農村コミュニティの強化に繋げている。



2 今後の予定

- ・ 出上組織の代表者数名と県知事へ報告を行う予定。
- ・ 今回の事例を町内の各組織へ紹介し流域治水の推進を行っていく。

琴浦町空家実態調査の結果における老朽度及び不良度のランクについて

建設住宅課

1 空家実態調査の結果 【 】内は、平成30年度調査結果

地区	空家件数	地区	空家件数
八橋地区	158【124】	赤碕地区	172【178】
浦安地区	122【107】	成美地区	54【55】
下郷地区	53【49】	安田地区	33【29】
上郷地区	24【20】	以西地区	55【37】
古布庄地区	57【51】	合計 728【650】	

2 老朽度および不良度のランク

ランク	建物の状況	空家件数	割合
A	すぐに居住できる状態	221	30.4%
B	居住できる状態であるが、簡単な修繕または手入れが必要	250	34.3%
C	修繕、手入れを行えば居住できる状況	221	30.4%
D	危険な空家（損傷が著しく、倒壊の危険性がある）	36	4.9%
合計		728	100%

	ランク A	ランク B	ランク C	ランク D	合計
八橋地区	26	65	52	15	158
浦安地区	19	14	89	0	122
下郷地区	13	12	27	1	53
上郷地区	6	9	8	1	24
古布庄地区	23	19	10	5	57
赤碕地区	70	78	16	8	172
成美地区	26	21	5	2	54
安田地区	17	10	5	1	33
以西地区	21	22	9	3	55
合計	221	250	221	36	728

今後のスケジュール

	時期	方法
2次調査	2月21日 ～3月7日	1次調査（空家実態調査）の結果（自治会分）を区長に報告する。 空家の戸数を確認して、報告していただく。
空家等対策計画の改訂	3月10日	2次調査の結果と改定案に対する意見募集 〔期間：2月10日～2月27日〕の結果等を反映させて、完成する。
3次調査	4月～9月	空家所有者や相続人に意向調査（解体や売買）
空家等対策審議会の開催	4月	特定空家を認定し、指導書を送付する。

小中学校卒業・入学式、こども園保育園卒園・入園式について

教育総務課・子育て応援課

琴浦町内の小中学校、こども園等における卒業・入学式、卒園・入園式をつぎの日程で開催します。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、来賓等のご案内は予定していません。

	令和4年度 卒業・卒園式	令和5年度 入学・入園式等
町立中学校	3月10日(金)	4月11日(火)午後
町立小学校	3月17日(金)	4月11日(火)午前
町立こども園	3月24日(金)	4月5日(水)
赤碕こども園	3月28日(火)	4月5日(水)
みどり保育園	3月28日(火)	4月3日(月)※顔合わせ式

1 趣旨

スポーツ、文化、地域の振興に活躍をしている個人や団体を顕彰することで、活動の奨励および活動の波及効果を目的とするもの。

鳥取県内の各市町村と(一般社団法人)日本海新聞ふるさと創り事業団とが共催で表彰。

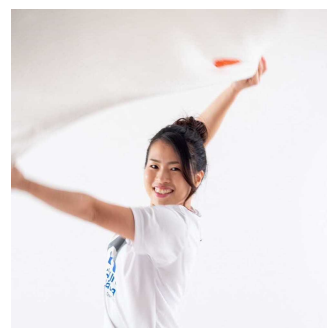
令和4年度は、下記の団体および個人を表彰。

2 受賞者

(1) 地域貢献賞

五塔 熱子さん

琴浦町地域おこし協力隊としてイベントの企画・運営をする傍ら、サウナの中で風を送る熱波師(アウフギーサー)として活躍し、県内外に琴浦町の魅力を発信する。アウフグースの国内大会で優勝し、世界大会フリースタイル部門では3位入賞を果たした。



(2) スポーツ文化功労賞

ア 琴浦ミニバスケットボールスポーツ少年団

1972年に浦安で結成。町合併で今の名称になる。現在は中学生も加入し、県内大会や中国大会、全国大会にも出場。体力向上と健全育成、あいさつやマナーを守る心を育てることを目的に活動し、地域スポーツ振興に寄与している。



イ 西村 和真さん

北海道の福島町総合体育館であった全国中学校体育大会の「第52回全国中学校相撲選手権大会」の個人において優勝の栄に輝いた。東伯中学校相撲部の部長としてチームをまとめるなど、活躍している。



3 今後のスケジュール

- ・ 2月26日(日) 表彰式
- ・ 2月27日以降 日本海新聞に表彰式を掲載
- ・ 3月以降 日本海新聞に県内受賞者一覧を掲載

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

総務課
農業委員会事務局

1 趣旨

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員が、令和5年7月19日で任期満了を迎えることに伴い、委員の改選が行われます。

農業委員は、町が地域の農業者、農業団体等からの候補者の推薦及び公募を行い、町長が議会の同意を得て任命します。

農地利用最適化推進委員は、町内9地区（地区公民館単位）ごとに農業者等からの推薦及び公募を行い、農業委員会が委嘱します。

2 募集期間

3月14日（火）～4月13日（木）必着

※持参又は郵送により農業委員会事務局へ推薦書又は応募書を提出

3 募集人数

（1）農業委員 13人

（2）農地利用最適化推進委員 12人

（内訳） 八橋、浦安、下郷地区 各2人

上郷、古布庄、赤碓、成美、安田、以西地区 各1人

4 職務内容

（1）農業委員

農地法などの事務の審査、決定、農業委員会の最終的な意思決定、農地の利用調整など

（2）農地利用最適化推進委員

担当地区の農地の利用調整、耕作放棄地の発生防止や解消、農地利用の最適化に関する現場活動など

5 今後の予定

- ・ 4月下旬 農業委員候補者評価委員会開催
- ・ 6月 町議会定例会（農業委員の選任同意について提案）
- ・ 7月20日 農業委員の任命
農地利用最適化推進委員評価委員会の開催
農業委員会総会の開催（農地利用最適化推進委員の選任同意について提案）
- ・ 8月1日 農地利用最適化推進委員の委嘱